

7. 河川管理の状況

鳴瀬川は、洪水等による災害の発生を防止し、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の保全の観点から、河川巡視や河川情報カメラ等を活用し、個々の河川管理を行っている。

鳴瀬川水系の管理区間延長は、以下の示すとおりである。

表 7-1 鳴瀬川水系の管理区間延長

管理者	河川名(区間)	管理区間延長 (km)
国土交通省	鳴瀬川	40.9
	多田川	3.5
	鞍坪川	1.1
	吉田川	31.9
	善 川	0.8
	竹林川	4.2
	その他河川	7.6
	直轄区間合計	90.0
宮城県	指定区間合計	397.6
合 計		487.6

(出典：「一級河川調書」東北地方整備局) (H17.3 末)

注) その他の河川は、田川、二ツ石川である。

7-1. 河川区域

直轄管理区間の河川区域面積は下表のようになっている。内訳は低水路が約 26%、堤防敷が約 31%、高水敷が約 43%となっている。民有地は全体の約 3%であり、すべて高水敷となっている。

表 7-2 鳴瀬川直轄管理区間の管理区域面積 (単位：千㎡)

	低水路(1号地)		堤防敷(2号地)		高水敷(3号地)		計	
	官有地	民有地	官有地	民有地	官有地	民有地	官有地	民有地
指定区間外	5,444	0	6,442	0	8,491	632	20,377	632
計	5,444		6,442		9,123		21,009	

(出典：北上川下流河川事務所資料) (H17.3 末)

7-2. 河川管理施設等

鳴瀬川水系の河川管理施設は、堤防護岸の他、樋管・樋門が鳴瀬川で22ヶ所、吉田川で20ヶ所、排水機場が鳴瀬川のみで6ヶ所、水門が鳴瀬川で1ヶ所、吉田川で1ヶ所、堰が鳴瀬川で3ヶ所、吉田川で1ヶ所、陸閘が鳴瀬川のみで6ヶ所となっている。これらの施設は、適正な利用が図られるよう、河川の巡視、点検を行っている。

また、許可工作物についても揚水機場、排水樋管、取水堰、橋梁が数多く存在するが、これらについても適正な利用が行われているかどうかについて巡視を行っている。

表 7-3 鳴瀬川直轄管理区間 堤防整備の状況 (H17.3 末)

直轄管理区間 延長(km)	堤防延長(km)				合計
	完成 堤防	暫定	小計	不必要区間	
82.4	69.8	82.1	151.9	3.0	154.9
比率	46.0%	54.0%	100.0%		

(出展:「直轄河川管理施設現況調書」東北地方整備局)

表 7-4 河川管理施設 (直轄、H17.3 末)

種別	河川名	箇所数		計
		管理施設数	許可工作物数	
水門	鳴瀬川筋	1	0	1
	吉田川筋	1	0	1
	計	2	0	2
樋門・樋管	鳴瀬川筋	22(1)	32	54(1)
	吉田川筋	20	22	42
	計	42(1)	54	96(1)
排水機場	鳴瀬川筋	6	0	6
	吉田川筋	0	0	0
	計	6	0	6
橋梁	鳴瀬川筋	0	26	26
	吉田川筋	0	28	28
	計	0	54	54
陸閘	鳴瀬川筋	6	0	6
	吉田川筋	0	0	0
	計	6	0	6
堰	鳴瀬川筋	3(2)	0	3(2)
	吉田川筋	1	1	2
	計	4(2)	1	5(2)

(出展:「樋門・樋管(河川管理施設)台帳」、
「許可工作物台帳」、「橋梁台帳」北上川下流河川事務所)

※ ()書きは内数で兼用工作物を示す。なお、兼用工作物は
河川管理施設数のみに計上

7-3. 危機管理

7-3-1. 河川情報の概要

鳴瀬川流域内では、雨量観測所を9箇所、水位・流量観測所を17箇所設置し、自動観測による情報収集やテレメータ等によりリアルタイムに情報を収集しており、これらのデータを活用して治水計画はもとより、洪水時における洪水予測に役立てている。

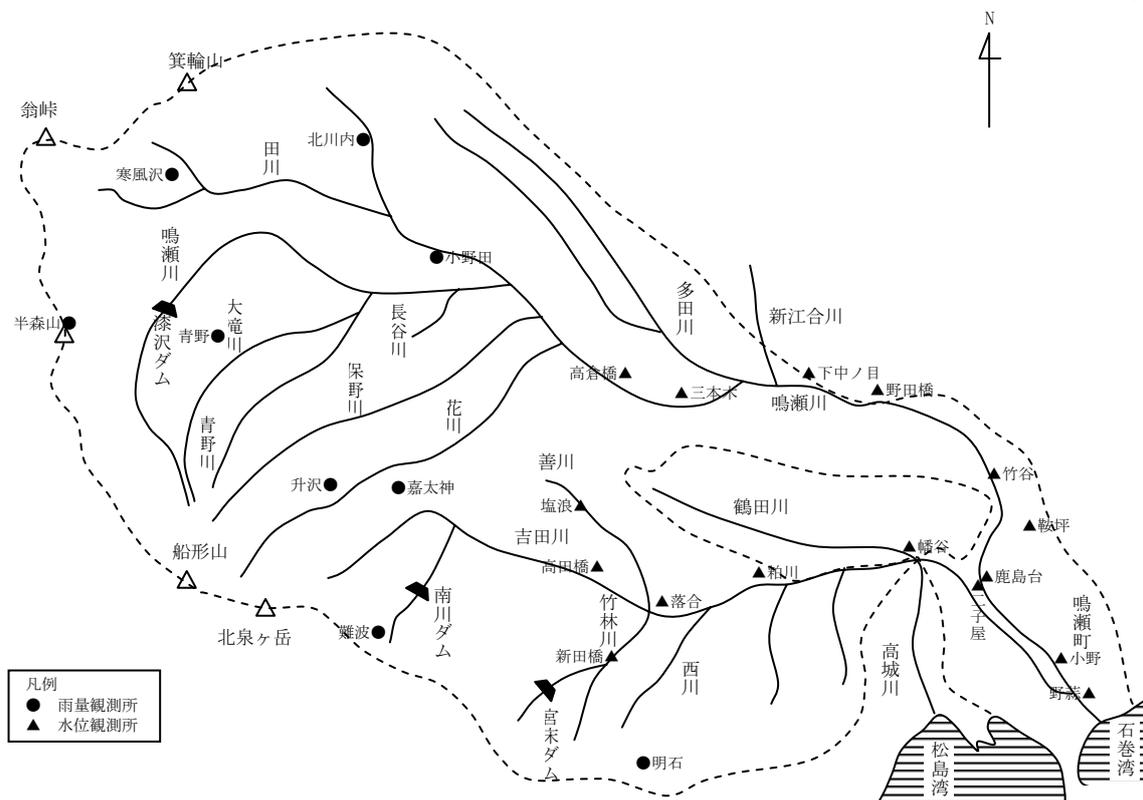


図 7-1 鳴瀬川流域の雨量・水位観測所位置

7-3-2. 洪水予報

鳴瀬川及び吉田川は、洪水による水害を防止・軽減し、沿川住民の安全を図るため、北上川下流河川事務所と仙台管区気象台が共同で洪水予報を行う「洪水予報指定河川」に指定されている。

7-3-3. 水防警報

鳴瀬川及び吉田川には水防警報対象水位観測所が7箇所（鳴瀬川：三本木、下中ノ目、野田橋、鹿島台、吉田川：落合、粕川、鹿島台）設置されている。

洪水により災害が起こる恐れがある場合に、被害を最小限に予防するため、これらの観測所の水位を基に、水防活動のための水防警報の発表を行っている。

7-3-4. 危機管理の取り組み

河川整備の目標達成までには長時間を要すること、また、計画を上回る洪水に対して被害を最小限にとどめるために、浸水想定区域図の公表やハザードマップ作成の支援のほか、水防団体や各自治体等関係機関への迅速な情報の提供など危機管理対策を行っている。

7-3-5. 水防関係団体との連携

鳴瀬川における水害を防止または軽減するために、水防関係団体に働きかけ水防資材の備蓄や水防関係団体との水防訓練・情報伝達訓練・重要水防箇所合同巡視・点検を行っている。

7-3-6. 水質事故防止の実施

鳴瀬川における近年の水質事故の発生状況は、下表のとおりである。事故による油等の流出などの水質事故がしばしば発生している。

表 7-5 鳴瀬川の水質事故発生状況

年	発生件数
平成10年度	5件
平成11年度	6件
平成12年度	2件
平成13年度	2件
平成14年度	4件
平成15年度	14件
平成16年度	10件
合計	43件

(出典:北上川下流河川事務所資料)

鳴瀬川では、河川及び水路に関わる水質汚濁対策に関する各関係機関相互の連絡調整を図ることを目的に「鳴瀬川水系水質汚濁対策連絡協議会」を設置し、水質の監視や水質事項発生防止に努めている。協議会は国・県・消防・流域市町村で構成され、水質おだくに関する情報の連絡、調整及び水質事故防止のための啓発活動を行っている。



水質事故に対する取り組み（平成 16 年度油流出事故対策現地訓練）

7-3-7. ハザードマップの作成支援

鳴瀬川及び吉田川の浸水想定区域内面積は、約 350km²（浸水想定区域内人口約 13 万人、資産総額約 10,487 億円[※H7 河川現況調査より]）である。鳴瀬川及び吉田川では、河川改修などの整備を実施するばかりでなく、住民の洪水に対する意識を高めるため、平成 13 年度に浸水想定区域図の指定・公表を行い、周辺住民へ情報提供を行っている。

鳴瀬川流域では一部の自治体が浸水想定区域図の指定・公表以前にハザードマップを作成していたり、未策定の自治体が存在するため、今後も引き続き防災意識の高揚を図るためにホームページを活用するなど、危機管理への取り組みを行うものである。

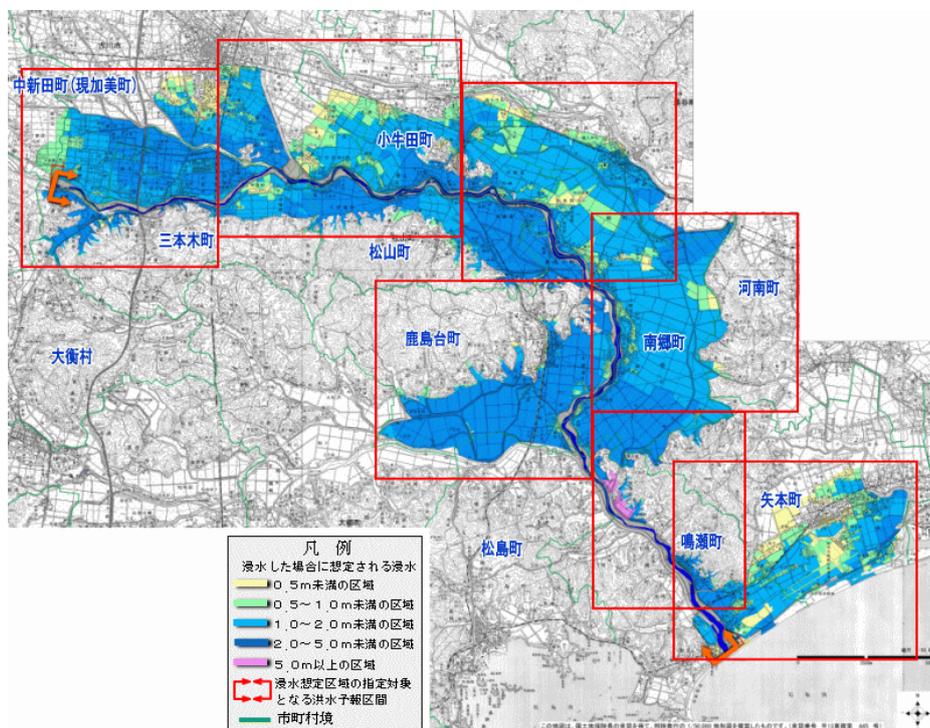


図 7-2 鳴瀬川ハザードマップ

7-3-8. 洪水情報の提供

鳴瀬川水系において、洪水による災害が起こりうる可能性があるとして認められたとき、水防警報を発令し、水防団体等の関係機関と協力して洪水被害の軽減に努めるように体制を整えている。

なお、今までも災害時の被害軽減に役立つべく洪水情報の提供を実施しており、今後も引き続き洪水時の迅速な河川情報等の提供を行うものである。